

市の財政状況をお知らせします

財政悪化が深刻化しないために

平成19年に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」）が制定されました。この法律により自治体は自らの財政状態を公表し、市民の皆さんからのチェックを受け、財政破綻を未然に防ぐために積極的に財政状況の改善に努めることが義務付けられました。

市では今回、この法律に基づいて、本市の平成24年度決算時の財政状況、特に赤字や資金不足、公債費などの状況についてお知らせします。

本市の財政状況はおおむね健全です

財政健全化法で規定されている市の財政状況を示す指標は、健全化判断比率と資金不足比率です。

本市の平成24年度の決算では、赤字や資金不足はなく、公債費などの比率も法律で定める基準内に収まっていることか

ら、市の財政状況は今のところ、おおむね健全な状態であるといえます。

人口の減少や少子高齢化の進行などにより、市の収入の減少が予想されますが、こうした状況下でも、市民の皆さんに安定した行政サービスを提供できるよう、市では今後も事務や事業などの見直しによる歳出の削減や、決算の剰余金の積み立てに努めていきます。なお、詳しい財政状況は市のホームページで見ることができます。

●問い合わせ…財政課（☎39-1203）

あなたの声に市長が答えます

皆さんからの質問、要望、提案に室井市長が答えます。

Q 最近、新聞などで「スマートシティ会津若松」という言葉をよく見ますが、どのような取り組みなのでしょうか。

A 「スマートシティ会津若松」は、健康や福祉、教育、防災、さらにはエネルギー、交通、環境といった市民生活を取り巻くさまざまな分野間の結び付きを深めながら、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会づくりや、市民が安心して快適に生活できるまちづくりを目指した取り組みです。

具体的な施策として、市内100世帯にスマートメーターを設置し、電力使用量の見える化を実施しました。節電・省エネへの意識の醸成が図られ、消費電力の削減につながっています。また、公用車に電気自動車を導入し、急速充電器を設置しました。電気自動車は、災害などの非常時に緊急用電源としても活用できます。

さらに、9月には、オランダのアムステルダム経済委員会と、スマートシティに関する成果や知見の相互共有について合意しました。アムステルダムは、歴史的な観光都市であり、街並みを活かす「レトロフィット型」のスマートシティの先進都市であることから、まちづくり全般における提携の効果が期待できます。

今後は、本市の目指すべきスマートシティについて取りまとめを行い、市民の皆さんと「スマートシティ会津若松」の具体的なイメージを共有しながら、市民協働によるまちづくりを推進していきます。

●詳しくは…企画調整課（☎39-1201）へ



スマートシティの取り組みの一環として本庁舎正面に急速充電器を設置しました

●市長への手紙の送付先・問い合わせ…秘書広聴課（☎39-1206 ☎965-8601※住所不要 FAX 39-1402）

本市の財政状況

〔平成24年度の決算時点〕

1 健全化判断比率から市の財政を見る

健全化判断比率とは、実質的な赤字や資金不足額、公債費などを標準財政規模の額で割ったものです。財政健全化法では、これらの比率ごとに、「早期健全化基準」「財政再生基準」を定め、この基準を超える自治体に対しては、財政の早期健全化や財政の再生に取り組むように義務付けています。

本市の平成24年度決算では赤字はなく、各指数も基準内に収まっているため、おおむね健全な状態だといえます。しかし、本市の実質公債費比率は県内13市平均の11.9%や類似団体平均の8.3%と比較すると高い水準にあり、今後も引き続き、より健全な財政運営のために公債費の低減に努めていきます。

健全化判断比率

項目	平成24年度	平成23年度	早期健全化の基準	財政再生化の基準	類似団体の平均(参考)
実質赤字比率	—	—	11.87%	20.00%	
連結実質赤字比率	—	—	16.87%	30.00%	
実質公債費比率	15.3%	16.5%	25.00%	35.00%	8.3%
将来負担比率	71.8%	83.5%	350.0%		

※赤字額がないものは—と表記

〔表中の語句説明〕

▶実質公債費比率…自治体が負担する公債費の標準財政規模に対する比率▶実質赤字比率…一般会計などの実質的な赤字額の標準財政規模に対する比率▶連結実質赤字比率…自治体のすべての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率▶将来負担比率…自治体が将来に渡り負担する債務の標準財政規模に対する比率▶類似団体…総務省が全国の市町村を人口規模、産業構造などで分類し、同じグループに属する団体

2 資金不足比率から公営企業の経営を見る

資金不足比率とは、公営企業の事業規模に対する資金の不足額の割合です。公営企業の資金不足比率が財政健全化法で定める基準以上となる場合は、公営企業の経営の改善に取り組まなければなりません。本市は、資金不足が生じた公営企業がないため、おおむね健全な経営が行われているといえます。

参考 本市の財政状況を示すそのほかの指標

経常収支比率の推移から見る

「経常収支比率」とは、人件費など毎年決まって支出する経費を、市税や地方交付税などの毎年決まって入ってくる収入額で割ったものです。この比率は、自治体の財政の弾力性を示すもので、この数値が低いほど新たな行政需要に対して自治体が柔軟に対応できることを表しています。一般には70～80%が適正とされています。平成24年度の本市の比率は人件費や公債費などの減少により低下しており、少しずつ適正值に近づいています。

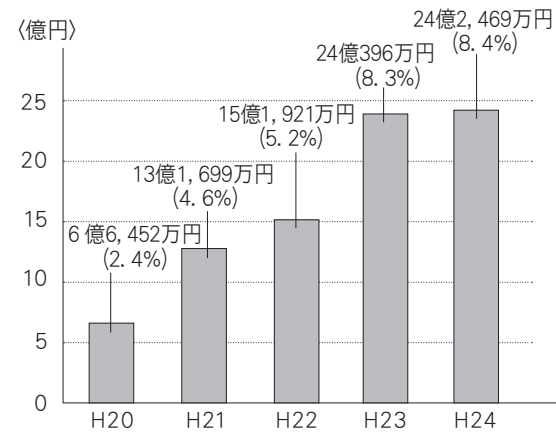
経常収支比率の推移

年度	指数
平成19年度	90.9%
平成20年度	90.6%
平成21年度	88.7%
平成22年度	85.8%
平成23年度	89.2%
平成24年度	88.3%

財政調整基金残高の推移から見る

財政調整基金は、財源が不足する事態や災害などの緊急事態に対応するために自治体が積み立てる「貯金」のようなものです。市では、毎年、決算の剰余金の積み立てに努めています。平成24年度の基金残高は約24億となっており、基金残高の額は、標準財政規模の10%程度が適正といわれており、少しずつ適正值に近づいています。

財政調整基金残高の推移

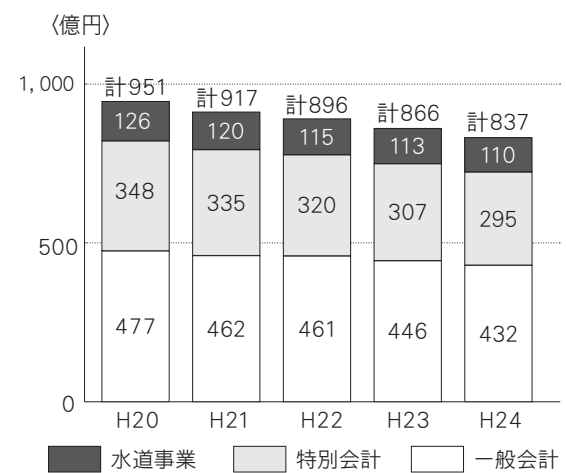


※()は標準財政規模に対する基金残高の比率

市債残高の推移から見る

市債は、公共施設や道路などの整備に充てるための市の借入金です。借入れてから5年から30年かけて返済をしていきます。この毎年の返済額が公債費です。市では、公債費の抑制をするため、新たな市債の発行額を元金返済額以下にすることで市債残高の低減に努めています。

市債残高の推移



※標準財政規模…合理的・妥当な水準で行政を行うための標準的な財政の規模